

浦安市子ども・子育て支援事業計画（仮称）イメージ（案）**<計画構成（案）>****第1章 計画策定の趣旨**

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 計画策定体制と策定方法

第2章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向
- 2 子育て支援総合計画（後期）の評価

第3章 計画の基本理念と施策の方向性

- 1 基本理念
- 2 施策の方向
- 3 計画の体系

第4章 重点施策

- 1 重点施策の一覧
- 2 重点施策の具体的取り組み方針

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画**必須的事項**

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の充実（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期）
- 3 地域子ども・子育て支援事業の充実（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期）
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

任意記載事項

- 1 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用
- 2 子どもに関する専門的な知識及び都道府県施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 子ども・子育て支援関連事業**第7章 計画の点検・評価について**

- 1 計画の推進体制と方策
- 2 計画の評価のしくみと評価指標

資料編

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

浦安市の合計特殊出生率は全国的にも依然として低い傾向にあり、平成24年度は1.04と過去最低を更新する勢いで急速な少子化が進んでいます。また、保育園の待機児童数は平成23年度、24年度に保育園を新設し一時的に減少したものの、今後も潜在需要などにより増加することが見込まれます。

このような中、浦安の未来を担う子どもたちがすべて健やかに成長できよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実が求められています。また、特に幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であるため、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりが求められています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、多様な子育て支援を推進する体制が整いました。これらの法に基づき、浦安で子どもを産みたい、浦安で子どもを育てていきたいと思えるような環境を整えていくために、「浦安市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを一層促進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、平成26年度末に計画期間が終了する「浦安市子育て支援総合計画（後期）」を引き継ぐ計画として位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を推進していきます。

また、本市の総合計画や関連する分野別計画と連携・整合を図りながら策定していきます。

<上位計画及び関連する分野計画>

- ・浦安市総合計画
 - ・浦安市第2期基本計画・第2次実施計画
 - ・浦安市保育計画
 - ・浦安市地域福祉計画（うららか やすらかプラン）
 - ・浦安市障がい者福祉計画
 - ・健康うらやす21
 - ・第2次うらやす男女共同参画プラン
 - ・浦安市教育ビジョン
 - ・浦安市生涯学習推進計画
- など

3 計画の対象

本計画の対象は、浦安市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）と、子育て家庭、これから子どもを産もうとする市民、地域で子育て支援活動を行う市民とします。

4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として策定します。

なお、5年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合などは中間年度（平成29年度）に一部見直しを行います。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
本計画期間（第1期）									
				見直し	次期計画期間（第2期）				

5 計画策定体制と策定方法

本計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者、公募市民、子育て支援に関係する団体、事業者代表など15人で構成した「浦安市子ども・子育て会議」で内容等の協議・検討を行います。

また、庁内の関係部職員で構成した「浦安市就学前保育・教育のあり方検討会」や「放課後児童の支援のあり方検討会」、「ワーキンググループ」で計画策定に係る検討を行います。

さらに、子ども・子育て支援事業計画策定に伴う基礎調査（ニーズ調査）を行い、今後の教育・保育サービス量の見込みや子ども・子育てに関する市民の意向や生活実態を把握するとともに、平成26年度に素案に対するパブリックコメントを行いながら広く市民の意見を伺いながら、計画策定を進めていきます。

第2章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

○浦安市子育て支援総合計画（後期）の総合的な取組（成果）や課題、ニーズ調査の最終分析を踏まえて、課題を追記します。

- ・ 18歳未満の子どもの数は減少傾向にあり、特に就学前児童（0～5歳）と小学生（6～11歳）の人口が減少傾向にあります。また、浦安市の合計特殊出生率は、これまで全国（1.41）や千葉県（1.31）の水準を下回って推移してきましたが、平成24年は1.04と過去最低を更新しました。今後の人口推計においても、就学前児童と小学生を中心に子どもの数が減少する見込みです。
子どもの減少は地域活力の低下、労働力の減少、社会保障における費用負担の増加など、社会的・経済的に大きな問題となっています。
- ・ 子育て家庭の核家族化（浦安市 平成22年94.9%）や地域のつながりの稀薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しており、出産や子育てに関する親の身体的・精神的負担が増えています。
浦安で子どもを産みたい・育てたいと思えるような環境を整えていくためには、相談・交流環境の充実や妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実等が求められています。また、より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現するために、「親育ち」を支援する環境づくりが必要です。
- ・ 待機児童は就労形態の変化や核家族化に伴い、今後も増加することが見込まれます。多様な保育ニーズに対応するため、量の確保が求められるとともに一時保育や延長保育などの多様な保育ニーズの充実が求められています。また、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であるため、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりや幼保小の連続した学びの連携が必要です。
- ・ 子どもたちが豊かな心・感性・自主性等を育むとともに体力向上にも寄与するために、遊び場や学習・体験の機会の充実、多世代との交流が重要です。
- ・ 子どもが犠牲となる犯罪、凶悪事件が多発する中、子どもを犯罪から守り地域の中で安全に生活できる安全な居場所づくりや見守り体制が求められています。また、児童虐待件事例が近年増加傾向にあるため、関係機関と連携・情報共有しながら虐待防止対策や早期発見、早期対応、支援までを切れ目なくきめ細かく支援することが必要です。
- ・ 障がい児数（身体障害者手帳及び療育手帳所持者数）や心身の発達の遅れがあり療育を必要とする子どもが近年増加傾向にあります。子ども一人一人の状況に対応した支援の充実や、将来自立ができる一貫した支援体制の構築が必要です。
- ・ 近年、未婚数が増加傾向にあり、特に女性の未婚数が増加しています。また、依然として出産・育児期の女性労働力率が落ち込んでおり、仕事と子育ての両立の厳しい状況です。ワーク・ライフ・バランスの観点から、一人ひとりが生き生きと働き、家庭や地域生活でも充実した時間をもてる体制や環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1 基本理念

近年の子ども、子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえながら、浦安市における課題の解決を図るため、「浦安市子育て支援総合計画」の基本理念を踏襲しつつ、市民、関係団体、市の協働のもと、計画の推進と施策の展開を図ります。

◆ 子どもが健やかに成長できるまち

- すべての子どもが、伸び伸び、生き生き、それぞれの発達段階において、自らの力を十分に発揮し、健やかに成長し自立できるまちを目指します。

◆ 安心して、生き生きと子育てできるまち

- 誰もが安心して子どもを生み、育てることができるまちを目指します。

◆ 子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

- 地域の市民が力を出しあい、子育てや子どもの成長を見守り、互いに励まし支えあえるまちを目指します。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」ポイント抜粋

- ・ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・ 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- ・ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2 施策の方向

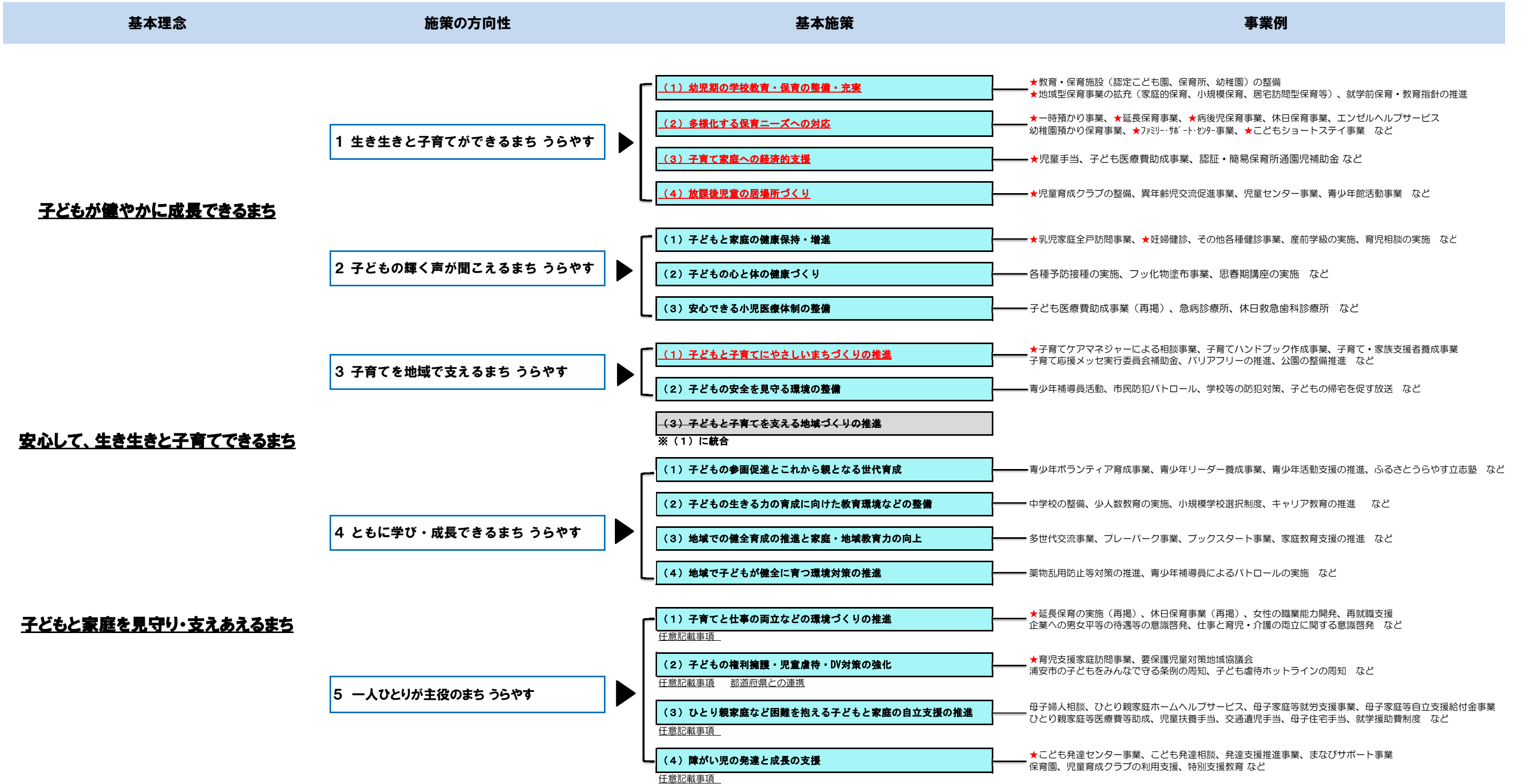
3 施策の体系

○「2の施策の方向性」及び「3の施策体系」は、浦安市子育て支援総合計画（後期）の総合的な取組（成果）や課題やニーズ調査の最終分析を踏まえて、構成します。

次ページは浦安市子育て支援総合計画の体系を基に、イメージとして作成した体系図です。

浦安市子ども・子育て支援事業計画(仮称)の体系イメージ案

★子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業



第4章 重点施策

○以下の考え方のもと、ニーズ調査や庁内調査を踏まえ今後検討していきます。

- ・本計画は基本理念を実現するために施策体系に基づいて効果的・効率的な施策実行を目指していますが、計画期間において、体系の枠組みを越えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策について、重点施策に位置づけます。
- ・子育て支援総合計画で重点施策に位置づけた事業及び「子ども・子育て支援給付」に関する事業や「地域子ども・子育て支援事業」を中心に構成します。

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画

< 基本的事項（必須事項） >

1. 教育・保育提供区域の設定

※浦安市の「教育・保育提供区域（案）」は別添資料 3-5 のとおりです。

2. 幼児期の学校教育・保育の充実

1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。なお、量の見込みは「現在の幼稚園、保育園、家庭的保育事業、認可外保育施設などの利用状況」に、ニーズ調査で把握した「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

< 認定区分 >

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3歳～5歳	幼児期の学校教育のみ
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり
3号認定	0歳	保育の必要性あり
	1～2歳	保育の必要性あり

2) 提供体制の確保、内容、実施時期

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

※掲載表イメージは次ページのとおりです

【1号認定】 3歳～5歳 幼児期の学校教育のみ

		平成26年度 【基準】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
②確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園（教育・保育施設※1）	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	地域型保育事業※2	—	—	—	—	—	—
②-①		〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

【2号認定】 3歳～5歳 保育の必要性あり

		平成26年度 【基準】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
②確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園（教育・保育施設※1）	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	地域型保育事業※2	—	—	—	—	—	—
②-①		〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

【3号認定】 0歳 保育の必要性あり

		平成26年度 【基準】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
②確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園（教育・保育施設※1）	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	地域型保育事業※2	—	—	—	—	—	—
②-①		〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

【3号認定】 1～2歳 保育の必要性あり

		平成26年度 【基準】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
②確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園（教育・保育施設※1）	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	地域型保育事業※2	—	—	—	—	—	—
②-①		〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

※1 教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育園

※2 地域型保育事業・・・小規模保育事業（利用定員6人～19人）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

なお、量の見込みは該当する事業の「現在の利用状況」に、ニーズ調査などで把握した「利用希望」を踏まえて設定します。

※該当事業がないところは、新規事業などを検討します。
 ※地域子育て支援事業ごとに事業内容の記述及び目標事業量の設定を行います。

<地域子ども・子育て支援事業 一覧>

地域子育て支援事業 (法定 13 事業)	市の該当事業 (担当課)	事業内容 (平成 24 年度実績)
①利用者支援	子育てパートナー事業 (こども家庭課)	子育てケアマネジャーが、子育てについての様々な相談に面接・電話で応じる。相談内容に応じて関係機関と連携を取り、担当機関を案内するワンストップサービスを行うほか、制度・サービスの紹介を行う。 (H24 実績：相談件数 452 件)
②地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業 (保育幼稚園課)	認可保育園に併設されている子育て支援センター (8 か所) で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供する。 (H24 実績：利用者数 延べ 22,929 組)
③一時預かり事業	一時預かり事業 (保育幼稚園課)	家庭保育を行っている家庭で一時的に子ども保育が困難になった場合に、保育園 (7 園) で預かる。(H24 実績：利用者数 延べ 9,030 人)
④乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業 (健康増進課)	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては助言や適切なサービス提供につなげる。(H24 実績：訪問人数 2,408 人)
⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業 (こども家庭支援センター)	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行う。 (H24 実績：訪問人数 37 世帯 161 回)
	こども発達センター事業 (こども発達センター)	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、個別の支援計画の立案や発達段階に応じたグループまたは個別での専門的な相談・療育を行う。

地域子育て支援事業 (法定 13 事業)	市の該当事業 (担当課)	事業内容 (平成 24 年度実績)
⑥ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課)	育児の援助を受けたい人(おねがい会員)、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)、両方とも希望する人(どっちも会員)の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する。 (H24 実績:派遣件数 延べ4,801件)
⑦子育て短期支援事業	こどもショートステイ事業 (こども家庭課)	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに預かる。 (H24 実績:利用数 5世帯延べ21泊)
⑧延長保育事業	延長保育 (保育幼稚園課)	認可保育園(18園)で、基本の保育時間を超えて子どもを預かる。 (H24 実績:利用児童数 延べ1,367人)
⑨病児・病後児保育事業	病後児保育 (保育幼稚園課)	病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども(病後児)を浦安中央病院ぱんだルームやポピンズナーサリー新浦安の2か所で預かる。 (H24 実績:利用児童数 延べ381人)
⑩放課後児童育成クラブ	児童育成クラブの整備・充実(青少年課)	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設(18クラブ)で指導員の下、子どもの生活の場を提供する。 (H24 実績:入会児童数 1,583人)
⑪妊婦健診	妊婦健診(健康増進課)	妊娠期の母子の健康や安全の確保するため、妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で検診を受けることができる。 (H24 実績:受診者数 延べ16,621人)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	<u>世帯の所得の状況その他事情を勘案して市町村が定める支給認定者が、支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用等の全部又は一部を助成する事業</u>
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	-	<u>多様な事業者の活力を利用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業</u>

※掲載表イメージ

放課後児童クラブ事業		平成 26 年度 【基準】	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	人数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
②確保の内容	人数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
②-①	人数	▲〇〇人	▲〇〇人	0	0	0	0
	箇所	▲〇箇所	▲〇箇所	0	0	0	0

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

○今後の検討を踏まえ、以下の事項を記載します。

- ・認定こども園の設置数、設置時期その他普及にかかる考え方
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・幼保小連携の取り組みの推進
- ・幼保小連携、0～2歳にかかる取組と3～5歳にかかる取組の連携

<任意記載事項>

1. 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

○以下の点を踏まえ、市の実情にあった施策を記述します。

- ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援、教育・保育施設、地域型保育事業の計画的な整備。

2. 子どもに関する専門的な知識及び都道府県施策との連携

○以下の点を踏まえ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び市の実情にあった施策を記述します。

- ・児童虐待防止対策の充実
(関係機関との連携・相談体制の充実、発生予防・早期発見、早期対応等、社会的養護施設との連携)
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実など

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○以下の点を踏まえ、市の実情にあった施策を記述します。

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
(広報・啓発、好事例の収集・提供、企業での研修の実施、WLBに取り組む企業の表彰や支援など)
- ・多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立のための基盤整備
(保育や放課後児童健全育成事業の充実など)

第6章 子ども・子育て支援関連事業

○以下の考え方のもと、ニーズ調査や庁内調査を踏まえ今後検討していきます。

- ・5つの「施策の方向性」ごとに「現状と課題」、「基本施策」「取組の方向性・個別事業」を位置づけます。
- ・記載する取組や事業は、浦安市子育て支援総合計画を踏まえ、子ども・子育て支援に関する事業を位置づけます。（「子ども・子育て支援給付」に関する事業や地域子ども・子育て支援事業も含めます。）
- ・進行管理ができるよう、事業ごとに評価指標を設定します。

第7章 計画の点検・評価について


1 計画の推進体制と方策

- ・計画の推進にあたっては、国や県、関係機関、事業者、子育て支援団体などと連携し取り組んでいきます。
- ・社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置付け、積極的に取り組んでいきます。

2 計画の評価のしくみと評価指標

- ・取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った指標を設定し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても評価を行います。
- ・浦安市子ども・子育て会議において、毎年度計画の実施状況把握・点検を行います。また、広報やホームページなどで市民に公表します。

子育て支援総合計画(後期)と子ども・子育て支援事業計画の構成比較表

浦安市子育て支援総合計画（後期） 平成 22 年度～平成 26 年度	浦安市子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年度～平成 31 年度
<p>【第 1 章 計画策定の趣旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の対象 4 計画の期間 5 計画策定の流れ 6 計画評価の方法 	<p>【第 1 章 計画策定の趣旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の対象 4 計画の期間 5 計画策定体制と策定方法
<p>【第 2 章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向 2 国等の政策動向や社会情勢を踏まえた新たな課題 	<p>【第 2 章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向 2 <u>子育て支援総合計画（後期）の評価</u>
<p>【第 3 章 計画の基本理念と施策の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 施策の方向 3 計画の体系 	<p>【第 3 章 計画の基本理念と施策の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 施策の方向 3 計画の体系
 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>考え方は概ね継承する。(第 1 回会議) 国の基本指針等を踏まえた案を第 4 回会議で提示予定。</p> </div>	
<p>【第 4 章 基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生き生きと子育てができるまち うらやす 2 子どもの輝く声が聞こえるまち うらやす 3 とともに学び・成長できるまち うらやす 4 子育てを地域で支えるまち うらやす 5 一人ひとりが主役のまち うらやす 	<p>【第 4 章 重点施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重点施策の一覧 2 重点施策の具体的取り組み方針

浦安市子育て支援総合計画（後期） 平成 22 年度～平成 26 年度	浦安市子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年度～平成 31 年度
<p>【第 5 章 後期計画における重点施策】</p> <p>1 重点施策の一覧 2 重点施策の具体的取り組み方針</p>	<p>【第 5 章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画】</p> <p>< 必須的事項 ></p> <p>1 教育・保育提供区域の設定 2 幼児期の学校教育・保育の充実（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期） 3 地域子ども・子育て支援事業の充実（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期） 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保</p> <p>< 任意記載事項 ></p> <p>1 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用 2 子どもに関する専門的な知識及び都道府県施策との連携 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p>
<p>【第 6 章 計画の点検・評価について】</p> <p>1 計画の推進体制と方策 2 計画の評価のしくみと評価指標</p>	<p>【第 6 章 子ども・子育て支援関連事業】</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現計画の掲載事業または新規事業については庁内調査・事業整理後、掲載する予定。</p> </div>
	<p>【第 7 章 計画の点検・評価について】</p> <p>1 計画の推進体制と方策 2 計画の評価のしくみと評価指標</p>
<p>資料編</p> <p>1 浦安市後期子育て支援総合計画策定委員会 (1) 設置要綱 (2) 委員名簿 (3) 検討経過</p> <p>2 「浦安市後期子育て支援総合計画」庁内検討委員会 (1) 設置要綱 (2) 委員名簿 (3) 検討経過</p> <p>3 基礎調査の実施概要 4 事業一覧表</p>	<p>資料編</p> <p>1 子ども・子育て会議 (1) 浦安市子ども・子育て会議条例 (2) 委員名簿 (3) 検討経過</p> <p>2 基礎調査の実施概要 3 事業一覧表</p>